事 務 連 絡 令和7年10月29日

別記関係団体 御中

厚生労働省保険局医療課

公知申請に係る事前評価が終了した医薬品の保険上の取扱いについて

標記について、別添のとおり地方厚生(支)局医療課長、都道府県民生主管部(局)国民健康保険主管課(部)長及び都道府県後期高齢者医療主管部(局)後期高齢者医療主管課(部)長あて通知しましたのでお知らせいたします。

「別記」

公益社団法人 日本医師会

公益社団法人 日本歯科医師会

公益社団法人 日本薬剤師会

一般社団法人 日本病院会

公益社団法人 全日本病院協会

公益社団法人 日本精神科病院協会

一般社団法人 日本医療法人協会

公益社団法人 全国自治体病院協議会

一般社団法人 日本私立医科大学協会

一般社団法人 日本私立歯科大学協会

一般社団法人 日本病院薬剤師会

公益社団法人 日本看護協会

一般社団法人 全国訪問看護事業協会

公益財団法人 日本訪問看護財団

一般社団法人 日本慢性期医療協会

公益社団法人 国民健康保険中央会

公益財団法人 日本医療保険事務協会

独立行政法人 国立病院機構本部企画経営部

国立研究開発法人 国立がん研究センター

国立研究開発法人 国立循環器病研究センター

国立研究開発法人 国立精神・神経医療研究センター

国立健康危機管理研究機構

国立研究開発法人 国立成育医療研究センター

国立研究開発法人 国立長寿医療研究センター

独立行政法人 地域医療機能推進機構

独立行政法人 労働者健康安全機構

健康保険組合連合会

全国健康保険協会

社会保険診療報酬支払基金

各都道府県後期高齢者医療広域連合(47カ所)

財務省主計局給与共済課

文部科学省高等教育局医学教育課

文部科学省初等中等教育局財務課

文部科学省高等教育局私学部私学行政課

総務省自治行政局公務員部福利課

総務省自治財政局地域企業経営企画室

警察庁長官官房教養厚生課

防衛省人事教育局

大臣官房地方課

医政局医療経営支援課

保険局保険課

労働基準局補償課

労働基準局労災管理課

地方厚生(支)局医療課長 都道府県民生主管部(局) 国民健康保険主管課(部)長 都道府県後期高齢者医療主管部(局) 後期高齢者医療主管課(部)長

厚生労働省保険局医療課長 (公印省略)

公知申請に係る事前評価が終了した医薬品の保険上の取扱いについて

本日開催の薬事審議会医薬品第二部会において、別添2の1成分1品目の適応外使用に係る公知申請についての事前評価が行われた結果、当該品目について公知申請を行っても差し支えないとの結論が得られたところです(別添2:令和7年10月29日付け医薬薬審発1029第1号・医薬安発1029第1号)。

これを踏まえ、別添1の1成分1品目について、今般追加される予定である効能・効果及び用法・用量を本日より保険適用とするので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いいたします。

一般名:アレムツズマブ(遺伝子組換え)

販売名:マブキャンパス点滴静注 30mg

会社名:サノフィ株式会社

追記される予定の効能・効果:

T 細胞性前リンパ球性白血病

追記される予定の用法・用量:

<T細胞性前リンパ球性白血病>

通常、成人にはアレムツズマブ(遺伝子組換え)として1日1回3 mgの連日点滴静注から開始し、1日1回10 mgを連日点滴静注した後、1日1回30 mgを週3回隔日に点滴静注する。ただし、投与開始から12週間までの投与とする。なお、患者の状態により適宜減量する。

追記される予定の用法・用量に関連する注意:

<T細胞性前リンパ球性白血病>

- ・本剤は、いずれの用量も1日量を2時間以上かけて点滴静注すること。
- •1日1回3mg 及び1日1回10mg の連日点滴静注において、Grade3 ^{注)}以上の infusion reaction が認められない場合、1日1回3mg では1日1回10mg の連日点滴静注に、1日1回10mg では1日1回30mg の週3回隔日点滴静注に、それぞれ増量することができる。
- ・他の抗悪性腫瘍剤との併用について、有効性及び安全性は確立していない。
- ・本剤の投与中に好中球数減少及び血小板数減少が認められた場合、下表を参考に本 剤の用量を調節すること。なお、ベースライン時の好中球絶対数が 500/μL以下の 患者について、有効性及び安全性は確立していない。

休薬、中止又は再開基準

ベースラインの好中球絶対数が 500/µL 超で治療を開始した患者において、好中球		
絶対数が 250/μL 未満となった場合、又はベースラインの血小板数が 25,000/μL 超		
で治療を開始した患者において、血小板数が 25,000/µL 以下となった場合		
初回発現時	休薬すること。好中球絶対数 500/µL 以上及び血小板数 50,000/µL	
	以上に回復した場合、休薬時の用量で投与を再開できる。ただし、	
	7日以上休薬した場合、再開時の開始用量は1日1回3mgとす	
	ること。	
2回目発現時	休薬すること。好中球絶対数 500/µL 以上及び血小板数 50,000/µL	
	以上に回復した場合、本剤1日1回10mg又は休薬時の用量のい	
	ずれか低い方の用量で投与を再開できる。ただし、7日以上休薬	
	した場合、再開時の開始用量は1日1回3mgとすること。	

3回目発現時	本剤の投与を中止すること。	
ベースラインの血小板数が 25,000/µL 以下で治療を開始した患者において、ベース		
ラインの数値から 50%以上減少した場合		
初回発現時	休薬すること。好中球絶対数及び血小板数がベースライン値に回	
	復した場合、休薬時の用量で投与を再開できる。ただし、7日以	
	上休薬した場合、再開時の開始用量は1日1回3mgとすること。	
2回目発現時	休薬すること。好中球絶対数及び血小板数がベースライン値に回	
	復した場合、本剤1日1回10mg又は休薬時の用量のいずれか低	
	い方の用量で投与を再開できる。ただし、7日以上休薬した場合、	
	再開時の開始用量は1日1回3mgとすること。	
3回目発現時	本剤の投与を中止すること。	

注) Grade は NCI-CTCAEv3.0 に準じる

医薬薬審発 1029 第 1 号 医薬安発 1029 第 1 号 令和 7 年 10 月 29 日

 都道府県

 各保健所設置市特別区

衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省医薬局医薬品審査管理課長(公印省略)

厚生労働省医薬局医薬安全対策課長(公印省略)

新たに薬事審議会において公知申請に関する 事前評価を受けた医薬品の適応外使用について

薬事審議会において公知申請に関する事前評価を受けた医薬品については、平成22年8月30日付け薬食審査発0830第9号・薬食安発0830第1号厚生労働省医薬食品局審査管理課長・安全対策課長連名通知「薬事・食品衛生審議会において公知申請に関する事前評価を受けた医薬品の適応外使用について」(以下「連名通知」という。)にて各都道府県衛生主管部(局)長宛て通知しましたが、令和7年10月29日開催の薬事審議会医薬品第二部会において、別添に記載の医薬品について、医療上の必要性の高い未承認薬・適応外薬検討会議報告書に基づき、公知申請に関する事前評価が行われ、公知申請を行っても差し支えないとされました。

つきましては、別添に記載の医薬品の適応外使用に関し、その適正使用を 通じた安全確保等を図るため、連名通知における取扱いと同様の取扱いを行っていただきますよう、貴管下関係医療機関及び関係製造販売業者に対する 周知徹底及び御指導方よろしくお願いいたします。

なお、本通知の写しについて、別記の関係団体の長、独立行政法人医薬品 医療機器総合機構理事長及び各地方厚生局長宛てに発出するので、念のため 申し添えます。

「別添]

1. 一般名:アレムツズマブ(遺伝子組換え)

販売名:マブキャンパス点滴静注 30mg

会社名:サノフィ株式会社

追記される予定の効能・効果:

T細胞性前リンパ球性白血病

追記される予定の用法・用量:

<T細胞性前リンパ球性白血病>

通常、成人にはアレムツズマブ(遺伝子組換え)として1日1回3mgの連日点滴静注から開始し、1日1回10mgを連日点滴静注した後、1日1回30mgを週3回隔日に点滴静注する。ただし、投与開始から12週間までの投与とする。なお、患者の状態により適宜減量する。

追記される予定の用法・用量に関連する注意:

<T細胞性前リンパ球性白血病>

- ・本剤は、いずれの用量も1日量を2時間以上かけて点滴静注すること。
- 1 日 1 回 3mg 及び 1 日 1 回 10mg の連日点滴静注において、Grade3 ^{注)}以上の infusion reaction が認められない場合、1 日 1 回 3mg では 1 日 1 回 10mg の連日点滴静注に、1 日 1 回 10mg では 1 日 1 回 30mg の週 3 回隔日点滴静注に、それぞれ増量することができる。
- ・他の抗悪性腫瘍剤との併用について、有効性及び安全性は確立して いない。
- ・本剤の投与中に好中球数減少及び血小板数減少が認められた場合、 下表を参考に本剤の用量を調節すること。なお、ベースライン時の 好中球絶対数が 500/μL以下の患者について、有効性及び安全性は 確立していない。

休薬、中止又は再開基準

ベースラインの好中球絶対数が $500/\mu$ L 超で治療を開始した患者において、好中球絶対数が $250/\mu$ L 未満となった場合、又はベースラインの血小板数が $25,000/\mu$ L 超で治療を開始した患者において、血小板数が $25,000/\mu$ L 以下となった場合

初回発現時

休薬すること。好中球絶対数 500/µL 以上及び血小板数 50,000/µL 以上に回復した場合、休薬時の用量で投与を再開できる。ただし、7 日以上休薬した場合、再開時の開始用量は1日1回3 mg とすること。

2 回目発現時	休薬すること。好中球絶対数 500/μL 以上及び血小板数 50,000/μL 以上に回復した場合、本剤 1 日 1 回 10 mg 又は休薬時の用量のいずれか低い方の用量で投与を再開できる。ただし、7 日以上休薬した場合、再開時の開始用量は1日1回3 mg とす
	ること。
3回目発現時	本剤の投与を中止すること。
ベースラインの血小板数が 25,000/µL 以下で治療を開始した患者	
において、ベースラインの数値から 50%以上減少した場合	
初回発現時	休薬すること。好中球絶対数及び血小板数がベー
	スライン値に回復した場合、休薬時の用量で投与
	を再開できる。ただし、7日以上休薬した場合、再
	開時の開始用量は1日1回3 mgとすること。
2回目発現時	休薬すること。好中球絶対数及び血小板数がベー
	スライン値に回復した場合、本剤1日1回 10 mg
	又は休薬時の用量のいずれか低い方の用量で投与
	を再開できる。ただし、7日以上休薬した場合、再
	開時の開始用量は1日1回3 mg とすること。
3回目発現時	本剤の投与を中止すること。

注) Grade は NCI-CTCAEv3.0 に準じる

(別記)

日本製薬団体連合会 会長 米国研究製薬工業協会 在日執行委員会 委員長 一般社団法人欧州製薬団体連合会 会長 公益社団法人日本医師会 担当理事 公益社団法人日本薬剤師会 会長 一般社団法人日本病院薬剤師会 会長